

空家等管理活用支援法人について

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人の指定については、次のとおりとします。

「福山市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準（実施要項）」

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人の指定に関しては、空家等管理活用支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、これを行わないこととします。